

新しい在留管理制度 がはじまりました

平成24年7月9日から入管法が改正になり、新しい在留管理制度がはじまりました。改正のポイントは次の5点です。

- 1 「在留カード」の交付
- 2 各種届出・申請が新しく
- 3 在留期間の最長が5年に
- 4 再入国許可制度の変更
- 5 外国人登録制度の廃止

「在留カード」は入管で発行されます。携帯義務があります。住所を変更するときは今まで通り市区町村に届けます。それ以外の変更については入管に14日以内に届出なければなりません。過ぎると罰則があるので注意してください。「みなし再入国許可制度」が導入され、1年以内に帰国する場合は、入管で再入国許可をとる必要はありません。ただし、この制度で1年を超えた場合はビザがなくなりますので注意が必要です。

行政書士は、官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類を作成する専門家です。

あなたの街の法律家

 **千葉県行政書士会**

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10
(千葉県教育会館 本館4階)

TEL 043-227-8009 / FAX 043-225-8634
<http://www.chiba-gyosei.or.jp/>

入管ビザ

申請



入管ビザ申請の書類作成、取次は
まず、行政書士に、ご相談ください

あなたの街の法律家

 **千葉県行政書士会**

入管ビザ申請でお困りのときは、行政書士にご相談を!

入管のビザ申請は、どのようにしたらよいか分からないことも多くあります。書類の書き方一つで、許可が受けられないこともあります。そんなときに、気軽に行政書士にご相談ください。専門家が対応し、正しい申請のお手伝いをいたします。

CASE 1

最近タイ人女性と結婚しました。妻を呼び寄せるにはどうしたらよいでしょうか。

手続きは「在留資格認定証明書交付申請」になります。所定の申請書と質問書を書きます。結婚までの交際やそれを立証する書類が必要となります。それが希薄であると見なされた場合不交付となることもあります。結婚すれば誰もが来日できるとは限りません。必要書類等は行政書士にご相談を。

CASE 2

インド人のコックを呼び寄せ、当店で働いてもらいたいがどうしたらよいでしょうか。

手続きは「在留資格認定証明書交付申請」になります。所定の申請書を書きます。

店の状態を示す書類を提出しますが、重要なのは呼び寄せる方の「10年以上コックとしての実務経験を示す書類」です。通算10年以上ですので、複数になる場合もあります。日本で言えば「在職証明書」になります。氏名、勤務年月日など記載されたものを用意しましょう。



CASE 3

日本人男性と結婚した韓国人で3歳の息子がいます。近々離婚します。どうしたらよいでしょうか。

手続きは、「日本人の配偶者等」から「定住者」への「在留資格変更許可申請」になります。日本人の実子がいますので、子を養育・監護するという意味で定住者への変更が可能です。所定の申請書を書き、理由書等も提出することをお勧めします。

※日本人の実子がいない場合は、必ずしも「定住者」への変更が許可されるとは限りません。夫婦として5年程度の生活実態があるかどうか求められます。条件が満たされない場合は、別のビザへの変更を考えなければなりません。

CASE 4

私はエンジニアの中国人です。来日後9年になります。永住許可申請はできますか。

手続きは、「永住許可申請」になります。就労の場合、来日後10年以上(3年ビザ)というのが年数要件になります。9年では申請できても許可はできません。10年近くなるまで待つ必要があります。3年間の住民税課税証明書と住民税納税証明書の提出が必要です。年収も関係してきます。税金に滞納がないかどうか確認する必要があります。また、駐車違反、スピード違反などの道交法違反がないか確かめましょう。納税や法律違反については厳しく審査しています。

※年数要件では、「日本人の配偶者等」では3年、「定住者」では5年というのが目安です。

